

第三十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十九号

昭和三十六年五月十二日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 濱田 幸雄君

理事中島 茂喜君 理事丹羽喬四郎君

理事吉田 重延君 理事太田 一夫君

理事川村 維義君 理事阪上安太郎君

伊藤 轅君 宇野 宗佑君

小澤 太郎君 大沢 雄一君

大竹 作摩君 龜岡 高夫君

飯谷 忠男君 久保田円次君

田川 誠一君 富田 健治君

永田 亮一君 前田 義雄君

二宮 武夫君 野口 忠夫君

松井 誠君 山口 鶴男君

門司 亮君

出席國務大臣

國務大臣 安井 謙君

出席府政委員

警察庁長官 柏村 信雄君

警視總監 木村 行藏君

(警察庁保安局長) 自治政務次官 渡海元三郎君

委員外の出席者

自治事務官 今枝 信雄君

(行政局公務員 課長) 今枝 信雄君

専門員 圓地與四松君

五月十二日

委員伊藤轅君及び大竹作摩君辭任につき、その補欠として小島徹三君及び安井誠一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小島徹三君及び安井誠一郎君辭任につき、その補欠として伊藤轅君及び大竹作摩君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山口シヅエ君辭任につき、その補欠として和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七六号)

○濱田委員長 これより會議を開きます。

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に関する質疑はすでに前会で終了いたしました。

これより本案を討論に付する順序であります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

これより採決いたします。地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○濱田委員長 起立多数。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次にお諮りいたします。すなわち、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきまして、先例により委員長に御一任を願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

これにて暫時休憩いたします。

午前十時四十五分休憩

午後一時五十分開議

○中島(茂)委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、通告に従ひまして順次これを許します。

○宇野委員 長官にお尋ねいたします。

この法案については一応あとから質問申しますけれども、少しく関連があるように考えられますのでお尋ねいたしておきたいのですが、二、三日前の新聞を拝見いたしますと、江田書記長を殺そうと思つたという七十一才の老人のことが出ていますし、また神奈川県川県の少年が首相を刺すと口ばしして送検された。こうした記事があったのでございしますが、一応これについて簡単にだけございしますから経過を承りたいと思います。

○柏村政府委員 ただいまお尋ねの江田書記長並びに池田首相についての殺人予備の問題でございしますが、池田首相につきましては、これは十九才の少年でございまして、五月六日の六時四十分ごろに首相の私邸付近を徘徊しておりました挙動不審の者を取り調べた結果、本人が刃渡り六・六センチメートルのくだものナイフと遺書を持っておりまして、その自供によりまして、池田總理を殺して革命を早く成就させるようにしたいという動機から殺害を考えたということでございします。本人は左翼的な文獻を讀んでおり、自分もそういう左翼的な思想の持ち主であるということをお負しておるような状況でございしますが、特に背後関係は現在までのところないようによろしくお尋ねいたします。

もう一人の江田書記長に対する殺人予備事件でございしますが、これは七十一才でございします老人でございまして、五月十日の午後八時十五分ごろ、警視庁の正面玄関におきまして職務質問によつて本人の自供があつたわけでございますが、これは自分の子供がどうも親にたてつく。よくない。そういうふうになるのは社会党とか共産党が日教組に対して誤つた運動方針を指導していることにあるのだ。そういうことで江田書記長に面会して、日教組の運動方針を改めるようにし、もしそれが聞かれない場合には江田書記長を殺して自分も自殺するつもりであつたといふことを言つておるのでござい

ますが、どうも本人の経歴それからその後の取り調べ等によりまして、はたしてどの程度そういう確信を持つておつたのか非常にあいまいな点がございします。またもちろん背後関係等は考えられない状況であります。目下留置して取り調べをしておるところでございします。

○宇野委員 それでは少年については精神鑑定をしなければならぬ。老人については多少売名の気配があると報ぜられておるのでございしますが、もちろん今調査中ではございしますが、いづれにしても、しかし双方を通じてほんとうの意味の殺人予備であつたのか、いわゆる殺意があつたかどうかといふことはまだわかりませんですか。

○柏村政府委員 少年につきましては、今までの取り調べではやはり殺意があつたと見るべきではないかと思ひます。老人の方につきましては、どうもあいまいな点がございしますので、ただいまお話しのように売名的であるか、あるいは何か特殊な事情によつてやつたのではないかといふふうにも考えられるわけでありまして、目下そういう点についても調査しておるわけでございます。

○宇野委員 池田總理のことに關しましてわれわれちょっと仄聞したのでありますが、そのほかにも電話がかつたりあるいは脅迫状が舞い込んで、今から二週間ほど前ですか、あるいは昨日の点ははっきりしませんが、警視庁が相当調査を動員したことがあつた。七時に

ピストルを持ってお命をちょうだいするといふことがあったといふことを、報道陣から私たちは聞いておりますが、いかがなものでございませうか。

○柏村政府委員 いろいろ情報はあるようでございするけれども、総理自体についてそういうふうな情報があったといふことは私も聞いていない状況で、あまり信憑性がないのではないかと、ほんとうにそういう危険性があるような場合については、おそらく私まで報告してくるものと思ひますし、そういうふうな指導しておるわけでありまして、私、今お話しするような点は耳にいたしておりません。

○宇野委員 今の信憑性の問題ですが、長官が御存じなければそれでけっこうでございます。あえてそれ以上言おうと思ひませんが、しかし相当な新聞記者から私は聞いて、事実その場の状況まで聞いたわけですから。

それで、そうしたテロであるとか一般暴力犯罪の取り締まりのために、今回直接その行動に使用される凶器の取締法が改正案として出されて、私自身その意図に對しましては了としたしております。先般も本会議でいろいろと御質問申し上げたのですが、その際に私は、こうした警官の権限に關する法律は、一般法であるべき警察官職務執行法において取り扱うのが本来の趣旨ではないかといふことを御質問申し上げておいたのですが、そのとき御出席の安井国家公安委員長は、これに對しまして多少答弁が不十分でございしたので、この際あらためてもう一度お伺ひしておきたいと思ひます。

○安井國務大臣 この種の法律案は、

警察法でむしろ直すべきものではないかという御意見、一応私もごもつともなことだと考えます。ただ私も、当面します最近の暴力犯罪、凶悪犯罪といふものが、主として刃物を中心に起こつておる数が非常に多いわけでありまして、ことにまた青少年の間では、刃物を持って歩くという風潮も非常に強いものでございするから、一番効果的な点をねらいまして、一応しほつて、この大多数の犯罪の原因になるものをまず防止したいという趣旨で、この法案を出しておるわけでございます。

○宇野委員 そのような意味合いにおけるこのいわゆる刃物取締法案、その中で幾つか改正点がございするけれども、もちろん私たちは、一部において流布されますがごとくに、この法案が警察法の復活あるいは隠れみみではないといふことを承してあります。しかし、昨年やられました刃物持ち歩き禁止運動ですか、やはり、大衆の中に浸透して、大衆にこの法律の意図を十二分に知つてもらふ必要があると思ひますが、そうした意味合いにおきまして、ここに提出されております改正案に沿つて、私は多少こまかい点に觸れてみたいと思ひます。

まず第一番目は、新しく刃剣類の定義が第二條第二項においてなされておりますけれども、ここで言われております刃渡といふ言葉と第二條の刃体といふ言葉の差について、一つ定義を下していただきたいと思ひます。

○柏村政府委員 この刃渡と申しますのは、刃のついている部分の先端からみねの末端、このナイフについて申しますと、この先端からみねまのちのこ

ろを直線につないだ線が刃渡りの長さになるわけでございます。それから刃体と申しますのは、このあご下の部分を含めまして、刃先の先端までの直線の長さといふものが刃体の長さといふことでございます。

○宇野委員 今承つた通りが大体刃剣に關する一般的な常識であるといふことは私も了知いたしておりますが、この法律が改正せられまする前には、第二十二條の（あいくち類似の刃物の携帯の禁止）といふところで、そのあいくち類似といふことにおいて、刃体の長さであるとかあるいは刃渡りの長さであるとかといふことが非常に問題になつたらしゅうございするけれども、そうして今長官が答えになりましたその定義が、實際第一線でそうした刃物を取り調べる個々の巡査の常識として入つておつたかどうかといふのが私は問題だらうと思ひますが、かつてこういう問題について幾つか公判がなされたと思ひますが、その公判結果なんかどうだったでございませうか。

○柏村政府委員 現行法におきましては、携帯禁止のものとしてあいくち類似の刃物といふことになつておつたわけでありまして、それで、あいくち類似といふことになりまると、その長さとか形状とかいろいろ勘案いたしまして、あいくち類似といふものについて、の判例が出ておるわけでございますが、たとえば刺身ぼうちうといふようなもので人に傷害を与えたというふうな場合におきまして、これを新聞紙でさややうのものを作つて入れておつた。これは警察としてはあいくち類似といふことで、携帯禁止に該当するも

のといふことで檢査をいたしましたけれども、判例においては、その形状に於いてはこれは刺身ぼうちうであつて、あいくち類似のものは認めがたいといふような判例もあつたわけでございます。従ひまして、判例において非常に取り扱いがまちまちになるおそれがありますので、今回はそういう点の概念をはつきりさせるといふことで、刃体の長さ六センチ以上といふことにいたし、特殊な形状その他危険性の少ないもの、あるいは日常一般的に使われるようなものといふようなものにつきまして、政令でこれを指定して規制の対象から除くといふことになり、その他につきましては、はつきりと物理的に判断できるようにしたいといふつもりで改正をいたし、今御審議をいただいておりますやうなわけであり

○宇野委員 今政令の話が出ました、第二十二條におきまして——一応今の刃渡の五・五センチといふのは所持の禁止ですが、一般に携帯の禁止の條項の第二十二條で「総理府令で定めるところにより計つた刃体の長さが八センチメートル以下」とこう書いておられますし、また後段におきましては「政令で定める種類又は形状のもの」については、この限りでない。そこに政令あるいは総理府令、幾つか出てくるわけでございますが、これを一つ出していただかぬことには、われわれもちよつと審議がむずかしいと思ひますが、これは委員会に出していただきますでしうか。

○柏村政府委員 従来こういう立法について、あらかじめ政令、総理府令といふものを出した例はあまりないやうに記憶いたしておるわけでございます。この「総理府令で定めるところにより」といふのは、先ほども申し上げましたやうに、一般刃剣についての歴史的なはかり方といふやうなものに基づいてそれを明記しよう、わからぬ人もあるから明記しようといふことで、全く機械的なものでございするし、このただし書き以下の「政令で定める種類又は形状」といふものにつきましては、とりあえず現在考へておりますのは、むしろこの法律に例示的に載せてしまつておるわけでございます。以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ」といふやうなものについて、もし特殊なはさみとか、特殊な折りたたみ式ナイフといふものがあれば、そういうものはこの政令の種類、形状からはずれる場合もございするが、通常のはさみ、折りたたみ式ナイフといふやうなものは、八センチ未満であればこれはもう当然政令で規制が除かれる。そのほかにもまだあり得るのじやないかといふことで、そういうものは政令の出るときではつきりしたものはそれを載せる。その後またそういう心配ないやうなもので出てくればそういうものを載せていくといふことで、これが政令の全体でございするといつてお示しするやうなものは、ちよつと事前にお示しするといふわけにいかないのじやないかと思ひます。今申し上げたやうなことで、決しておそろしいやうな含みを持つておるわけではございませんで、例示的に、今考へられるものは今ここにりあえず載せる。その後、世の中の動きによつて新しいまた危険性の少ないやうなもの

○宇野委員 長官の御説明はわからないわけではないのですけれども、やはりこうした刃物を持つてはいけない、また携帯してはいかぬということ、その長さが六センチだとか八センチ以上だとか五センチ五ミリだというのは、お互いを知る者ぞのみ知るということであって、大体一般の方は、今度持つてはいけない、あるいは親が家庭で教育する場合、あるいは小学校で先

生が生徒に教育する場合、そういう場合でも、やはり国民の中に浸透して初めてそういう実践が實際行なわれると私は思うのです。だから、この法律を執行する場面にタッチしていらつしやる方だけが知つてゐるのじやなくて、やはり広く国民大衆にこれをPRする必要がある。そういうことから考えますと、やはりこれは政令の刃物以外の刃物でいろいろあるだらう、あるだらうけれども、とりあえずこれとこれだといふうなことぐらひは、やはりはつきりしたものをわれわれの手に出していただきたいし、そしてそういうことを警察としても大衆の中に浸透していただくかなくちや、お前持っているのとはにかくこれは法律違反なんぞ、私は法律を知りません、知らぬと言ふけれども、そういう法律があるんだと言われれば、それはしまいですから、そういう意味で私は、こういつた總理府令で定めるところによつてはかつたと言ふが、どういふはかり方をするかわかりませんし、刃体だとか刃渡だとかお互いに言つておりまして、それはくろうと間の話であつて、

その次には、この法律で非常に問題にされておりました憲法との関係でございしますが、これは先般総理大臣からもお答えをいただきましたので、あえて重複は避けたいと思います。重複は避けたいと思いますが、その後新聞なんかを見ておりますと、お読みにな

なつたと思ひますけれども、ここに私は切り抜きを持っておりますけれども、早稲田大学の教授の有倉吉さんというお方ですが、このお方は、右でもなく左でもなく、非常に中立的な方であつて、警察というものに對してはむしろ好意的な立場にいらつしやる方だということ承つておるのですが、その人をして一応いろいろとこの法の解釈を聞いてみますると、乱用、違憲のおそれを含むのじやなからうかというふうなことを言つていらつしやる。もちろん、われわれは過般の総理大臣の御所見によつて、十二分にその点はないとは思つておりますが、やはりこういう学者が違憲のおそれを含むということを一般に公表されますと、これは國民に相當な響きを与えることになりまするから、もう一度この点につ

まず最初には、暴力犯罪防止対策懇談会でございますか、その懇談会におきまして問題とされたといいますが、これは学説では非常にむずかしいと思いますけれども、憲法第三十五条のいろいろなことが今回の任意調査権に類推適用されるのじやなかるうかというふうな点についてであります。すなわち、憲法第三十五条は、司法の捜査手続をきめたものであって、行政上

にはそれは類推適用されないというのが従来のお考えであるように承っておりますが、この点に關しまして、くどくどいようではございますけれども、さらに念を押しておきたいと思っておりますので、公安委員長の御所見のほどを承っておきたいと思います。

○安井国務大臣　御説の通り、この三十五条が類推適用される危険はないか、こういう御議論が一部にあることも承知いたしておりますし、また先般、暴力犯罪防止懇談会の際にも、ごく一部でございましたが、そのままたれが抵触するという意味じゃなくて、さらに事態が進展した場合に、そういうものとの区別をどうつけるという点にあいまいなものがあつてはまいかと、いった議論が、一人、二人の方から若干あつたことは事実でございます。しかし、大体通説といたしましては、今、御指摘の通り、この法案全体が行政上の予防措置でございますし、それはそのままだは抵触する心配はなからう、こういう御解釈が常識上通用しておると思ひます。また某新聞に載りましたある学者の記事につきましても、私ど

○宇野委員 三十五条との関係におきましては、今の公安委員長の御答弁でわれわれも丁といたしたいと思えます。要はその運営だ。運営でそういう場合が起ころいはずぬかという心配が残されておる。だから結局は警察官の良識、そういうものが非常に重要視され

るんだということは、私たちも了承しております。で、そのことについて一応お尋ねいたしておきたいのですが、現行警職法の第二条におきましては、結局こいつはくさいぞと思われる人を停止させて質問することができ、あるいは本人に対して不利であり、道路交通の妨害になる場合はどこへでも——どこへでもというわけにはいきませんが、駐在所であろうが、本署であろうが、派出所であろうが、そこへ同行を求めることができる。そして今度は今状がない限りは、刑法訴法の手続をとらざる限りは、その人を拘束することもできないし、連行することもできないし、また答弁を強要することもできない。こういうふうに書かれておるのですが、これであつては非常に御不便な例も、ここに配付されております。

というところが問題になっています。しかし、現在は答弁を強要されることは少ない、あるいは停止にかまわずすたすた歩いて行ったという場合に、現在警察法第二条に触れざる範囲において、警察はそれを停止させたり、あるいはいろいろと聞いてみて答えを得たりしている。

ていらつしやると思うのですが、大体その辺のコツというのはどこら辺で御指導なさっておりますでしょうか。

○柏村政府委員　現在の職務質問の規定の運用についてのお尋ねでございますが、停止させてというのはかなり強い規定でございます。もちろんこれは任意ではございませんるけれども、ある程度即時強制的な要素を持っておりまして、たとえば自転車で行く者に荷台に手をかけてとめる、あるいは肩に手をかけてとめるというある程度の物理的な行動も伴って停止させるということとまで判例としては認めておつて、それは職権乱用ということにはなつておりません。ただ逮捕ということと区別して、いやがる者をがんにがらめにしてとめるということとまでいけば、この停止させてというものからはみ出ると

有権を尊重するという趣旨から、最小限度必要な保管をするという意味におきまして、五日間を限るということにいたしましたわけでございます。それで当然その五日以内に本人に返してやる。ただ、本人以外の請求権を有する者が別にあるときは別でございますが、通常の場合は本人に返すということで、あくまでもこの規定はその場における直近の危険、直近と申しますか、最近の機会においてそうした危険が起こるであろうということからこれを防止するための必要な措置でございますので、五日たったら返すということになります。

○宇野委員 そこに多少批判される点があるのじやなかろうかと思うのであります。もちろん第二項におきまして、現に携帯し運搬している者が、異常な挙動で、周囲の状況から判断してどうしても人の生命、身体に危害を及ぼす危険があると認めた場合でございますから……しかし、それで取り上げて、五日たったら返してくれ、本人があぶないと思った場合には家族に返していいけれども、本人に返すのが建前であるとするならば、たとい一時あぶないとしても、あいつが刃物を持ったぶらぶら歩いているのはあぶないというので取り上げたものを、五日たつて返すといつても、五日の間に、それほど警察からあぶながられた男が普通の社会人になるか、改心してどうか、善良な社会人になることができて、やるのならもう少し徹底してやられたらどうかと思いますが、五日というのはどういふところから判定したのか。危険であるというので取り上げら

れた者が、五日たつたらけろっとして——酒を飲んで刃物を振り回しているときは取り上げていいけれども、普通の状態においても、刃物を五日たつたら本人に渡して大丈夫だという判定ができるかどうか。この点ちよつと疑義を抱いておりますが、いかがでしょうか。

○柏村政府委員 先ほど申し上げましたように、取り上げるという事は非常手段であります。取り上げるという語弊がございますが、提出させて保管することは一種の所有権の侵害でございますから、そういうことがないことがまず望ましい。しかし、どうしてもこれは危険があるという場合に警察官が提出させて保管するわけでございますから、できるだけ早く本来の所有権のある者に返していくということが筋だろうと思うのであります。酔っぱらって刃物を振り回すという例を今お話しになりましたが、大体人をあやめると、そういう精神が少しおかしいわけ、そういうことを常時考えているような者については、銃砲刀剣類の許可の取り消しをすべきであつて、また今度の刀剣類等の部分で、そういう所持の許可の制度のないものにつきましては、そこまで規制するわけには参りませんけれども、極端なものについては、そういう規制の方法もある。まあとにかく本人に返し、必要があればやはり状況を見ようという必要は、大体今の話しのような例の場合にこれが適用されていくということになるわけでございます。もう酔いがさめてみたらあつて普通の人間というふうな場合に返す、五日もたてば大体そのときの興

奮状態はなくなるというふうに考えられるわけでありまして。だからもう翌日も二日後でもけつこうです。五日以内、なるべく早く返すということを本筋としておるわけでありまして。

○宇野委員 そういたしますと、五日たつても本人がまだ酒の酔いがさめておらない、どうもあぶないという場合に——酒というのは一例でございますが、本人に返還するのは危害防止のため不適当と認められる場合には親族またはこれにかわるべき者に返還するものとするといいますが、やはり本人に返すのが適当でないという場合にも、五日以内に返すのでございますか、返さなければならぬのでございますか。

○柏村政府委員 本人に返すというところが大筋でございますが、特殊な場合において、やはり今御指摘のような、本人に返せばまた酔っぱらってやるかもしれないというような者については、本人以外の者にこれを返す。しかしそれは期限としてはやはり五日以内。とにかく一種の所有権の侵害でございますから、これはできるだけ正確に、できるだけすみやかに返すということにしなければならぬ、こう思っております。

○宇野委員 今の御答弁によりまして、もちろん所有権の侵害ということについてはいろいろの考慮を払ったがために五日というところが出されたと思ひますが、しかしたとえば、今本人に返すことがどうも不穏だからその親族に預ける、それも五日以内、そうしなれば所有権の侵害になる、これもちろんだらうと思ひます。もつともだらうと思ひますけれども、この改

正案には、もう一つ第五条には許可の基準というのがございますが、この許可の基準において、第三項で、同居の親族の中でどうも人の生命もしくは財産あるいは公の安全を害するおそれがあると認められる者がいるときは、これは許可しないということになっておりますね。一応許可をするという場合でございますからこれは当然だろうと思ひます。しかし、この第五条第三項の同居の親族にそういう危険な者がいるときは、これは許可してはいかぬのだということになりますと、これを讀みかえるならば、五日以内とはいへ、その本人が危険な状態にあつて他人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあるから、親族には所有権を尊重してお返し申し上げなければならぬ。こういうふうに言われるのですが、この点矛盾があるように私は考えるのです。もちろん許可の基準、許可するということと所有権をお返し申し上げる、そこには法的に別な問題がありまして、それは何か矛盾するようなことが考えられるのでございますが、その点に關する御見解いかがなものでしょうか。

があるというふうな者については、銃砲刀剣でありますれば、これは許可の取り消しをする場合に該当してくるのではない。ただ所持を一般に認めておつて携帯だけを禁止する、あるいは携帯も許可けれども特殊な場合においてこれを一時保管するというふうなものにつきましては、そこまで規制をすべきものでないということで、許可制度にもなっていないわけでございますから、やはり最も安全な方法によつて所有権を本来あるべきところに移していく、所有権が本来あるところに占有を移していくということが、やはり全体的には必要なことでないかというふうに考えております。

○柏村政府委員 第五条の改正案におきまして、同居の親族に不適格者があつた場合には許可しないことができるといふことをつけ加へさせていただきますというわけでございますが、これはあくまでも銃砲刀剣についての所持の許可の問題でございます。従つて、もし銃砲刀剣で本人から一時保管をする、しかもその性癖は一向に直りそうもない、自分のうちに戻ってくればまたそれを持って犯罪を犯すおそれ

○宇野委員 今の御答弁でございますと、所持の許可を得ておる銃砲刀剣ならば、そして五日以内でも本人がまだまだちよつとくさいという場合には、取り消しをして家族に返さないんだと讀みかえていいのでございますか。

○柏村政府委員 返すことは返すわけでございますが、取り消した場合には、問題は、今度は所持ができないという問題になりますから、他人にこれを譲り渡すとかいうような措置を、今度はその所持の許可の取り消しをされた者がしなければならぬという問題が出てくるわけでありまして。しかし、警察署長としては一時保管したものは五日以内に返す、この原則は変わらないわけでございますけれども、そのほかに、公安委員会が提出せよというものがございまして。そして傾置するという場合がございまして、そういう事情がまたございまして、許可の銃砲刀剣について、その法文の適用によつて傾置するというのは可能な場合もあるか

発に活動するということを期待してゐるわけでございますが、そういうことによつて犯罪というものが、少なくとも刃物を用いる犯罪というものは減らしてみようという考えを持つておるわけでございます。例は違ひますけれども、前の国会で道路交通法の改正をお願いいたしました、これは衆参両院とも満場一致で修正可決をしていただいたわけでございますが、これが出まして相当なやはり効果が上がつておる。事故あるいは死傷者というようなものについても、相当の効果が上がつたように思ひます。最近ややまたゆるみの気分が出ておるのではないかと、うにも考えられますが、累年増加していく増加率というもののから見ますれば、この三月、四月におきましてもそれほど増加率は示していないといふことでございます。またきのうから安全運動もやつておるような事情でございまして、やはりこれは単に法律ができた、警察の機能がどうなつたといふこと、これももちろん大事でございますが、それ以外にやはり社会一般の風潮をそういう方に向けていくという国民運動的なものが盛り上がつてくる必要があるのではないかと思うわけでございまして、道交法を御制定いただきましたのと同じように、私も、今度の法律改正ができますれば、警察としてもほんとうに使命に向かつて邁進する気魄もさらに高まるものと思ひますし、世間の風潮も逐次そういうふうになつていくのではなからうか、そういうことによつて犯罪も漸減していくといふことを期待し得るのではないかと、いふふうに思ひますし、私ども

〔参照〕
地方交付税法及び地方財政法の一部
を改正する法律案(内閣提出第一五
五号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年五月二十日印刷

昭和三十六年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局